

## 氷見市若者交流応援事業補助金（独身男女交流応援事業）交付要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、氷見市（以下「市」という。）において独身男女の出会いの場を創出するため、市内に事業所若しくは店舗を有する事業者又は市内で活動する団体が市内で開催する独身男女の交流事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、氷見市補助金等交付規則（昭和44年7月26日氷見市規則第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において交流事業とは、独身男女の出会いを創出するイベント等を開催する取組みいう。

### （補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、交流事業を主催する市内に事業所若しくは店舗を有する事業者又は市内で活動する団体とする。ただし、次の各号の条件を満たすものとする。

- (1) 宗教、思想又は政治に関する活動を目的としていないこと。
- (2) 事業及び活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (3) 営利を目的とした結婚相手紹介業を営んでいないこと。
- (4) 氷見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

### （補助対象事業の要件）

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内での開催であること。
  - (2) 参加者は、交流事業を開催する日（以下「開催日」という。）において20歳から40歳までの者であること。
  - (3) 参加者は男女混在の10人以上とし、参加者全員が独身であること。また、参加者の男女比率に著しい差異が生じないこと。
  - (4) 宗教、思想又は政治を目的としていないこと。
  - (5) 公序良俗に反していないこと。
  - (6) 補助対象者の構成員のみでの交流事業でないこと。
- 2 同一補助対象者に対する補助金の交付は、同一年度において1回とすること。

### （補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表のとおりとし、飲食などの食糧費は対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、交流事業に要する経費から参加費その他の収入額を控除した額のうち、第5条に定める補助対象経費の合計額又は50,000円のいずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第7条 交流事業の主催者は、開催日の7日前までに、氷見市若者交流応援事業補助金(独身男女交流応援事業)交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 団体等概要書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 収支予算書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の要件を満たさない場合の措置)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定を受けた交流事業が第4条第1項に規定する要件を満たさなくなったときは、速やかに氷見市若者交流応援事業補助金(独身男女交流応援事業)の取下げ申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。

- (1) この要綱の規定及び補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
  - (2) 虚偽又は不正な申請により補助金の交付を受けたとき。
  - (3) その他市長が必要と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、開催日から起算して30日を経過した日又は開催日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、氷見市若者交流応援事業補助金(独身男女交流応援事業)実績報告書(様式第6号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第7号)
- (2) 収支決算書(様式第8号)

- (3) 交流事業に要した経費の領収書及び請求明細書の写し
- (4) 参加者名簿（様式第9号）
- (5) 10名以上の参加が分かる記録写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、文書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定による通知の後に補助金を交付するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象費目	主な補助対象経費
報償費	司会者及び講師謝礼等
消耗品費	文具及び衛生用品等
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料等の印刷費等
通信費	郵便料等
広告料	新聞、雑誌及びWEB広告掲載料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機器借上料等
その他市長が必要と認める経費	